

令和8年度
那覇市生活衛生監視指導計画

那覇市

目 次

第1 趣旨	2
第2 監視指導の実施内容	3
1 共通監視指導事項	
2 重点監視指導事項	
第3 調査・啓発事業	7
1 温泉利用施設に関する実態調査	
2 遊泳用プールの水質管理等実態調査	
3 専用水道の水質関連調査	
4 ドライクリーニング溶剤の使用管理状況に関する調査	
第4 実施体制等	8
1 監視指導の実施体制	
2 厚生労働省及び関係自治体との連携について	
3 関係部局等との連携確保について	
第5 違反を発見した場合の対応	8
第6 健康危害発生時の対応	8
第7 生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項	9
1 環境衛生監視員等の資質の向上	
2 生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上	
第8 監視指導計画の公表について	9
別表（第2関係） 令和8年度業種別目標監視件数	10

第1 趣旨

この度、那覇市では、「令和8年度那覇市生活衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）」を策定しました。

この監視指導計画は、生活衛生営業関係施設等の衛生水準を確保し、健康被害を未然に防止するため、那覇市が令和8年度に実施する監視指導に関する事項について定めたものです。監視指導計画に基づき、計画的かつ効果的に監視指導に取り組んでまいります。

<生活衛生営業関係施設等について>

市民の生活に密接に関わるサービスを提供し、その衛生管理が利用者の健康・安全に直結する事業所の総称で、関係法令により構造設備や衛生管理に関する基準が定められています。那覇市保健所では、これらの施設の許可・開設検査確認を行うとともに、営業施設の監視指導を行い、施設の衛生確保と健康被害の未然防止に取り組んでいます。



理容所



美容所



クリーニング所



興行場



旅館業



公衆浴場、温泉施設



水道施設
(専用水道・簡易専用水道)



遊泳用プール



ビル管法関係
(特定建築物・事業登録)



住宅宿泊事業

第2 監視指導の実施内容

1 共通監視指導事項

関連法令等に基づき、次に掲げる項目について監視指導を行います。監視指導の対象業種と業種別の施設数は別表のとおりです。

- (1) 営業施設等の構造設備が、法令等で定められた基準に適合していること。
- (2) 生活衛生営業関係施設における各管理基準が遵守されていること。

2 重点監視指導事項

本市の状況や、健康被害が発生した際の影響の大きさを考慮し、次に掲げる項目について重点的に監視指導を行います。

(1) レジオネラ症等の防止対策

公衆浴場、旅館業の入浴施設における対策

入浴施設において、厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領等」に基づき監視指導を行うとともに、施設の検体（浴槽水）採取による水質検査、浴槽及び設備等の拭き取り検査を実施することで衛生状態を的確に把握し、健康被害、特にレジオネラ症の発生防止に係る指導を強化します。

また、本市が実施する水質検査において、浴槽水の水質の基準（表1）に適合することを確認した施設については、ホームページにて施設名等を公表することにより情報提供を図ります。

- 対象施設数：31施設
- 検査数：60検体（予定）

表1 浴槽水の水質の基準

	検査項目	基準
1	濁度	5度以下
2	全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素：8mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量：25mg/L
3	大腸菌	1個/mL 以下
4	レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL 未満)

＜那覇市浴槽水等のレジオネラ属菌等検査事業について＞

那覇市では、市内の公衆浴場や旅館業の入浴施設等における衛生状態を的確に把握し、健康被害、特にレジオネラ症の発生防止を徹底するため、浴槽水の行政検査を実施しています。

スポーツクラブ等の浴槽を有する公衆浴場のほか、保健所による実態調査や書面によるアンケート調査により大浴場等を備えていることが確認できた旅館業を対象に検査を実施します。

また、浴槽やシャワーヘッド、手すり等の清掃度合いや浴槽水そのものの衛生度（消毒効果）を確認するため、ATP 検査を実施することでその場で即効性のある改善指導を行うことにより、事故の未然防止を図ります。

なお、本市では、浴槽水の水質の基準を「那覇市公衆浴場法施行細則第7条第2項」及び「那覇市旅館業法施行細則第7条第2項」で定めています。（表1）

表2 レジオネラ属菌等検査件数

年度	施設数	検体数	レジオネラ属菌 検出検体数
令和5年度	21	32	1
令和6年度	26	53	3



浴槽水採水の様子



ATP 検査キット

病院及び特定建築物等における対策

医療法を担当する職員と連携し、病院への立入調査等により、入浴施設の浴室・浴槽・シャワー・貯湯槽等の衛生管理状況について確認し、必要に応じて指導します。また、冷却塔を設置している特定建築物及び遊泳用プールの設置施設についても状況に応じて監視指導を行います。

<レジオネラ症とは>

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（細かい水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。レジオネラ属菌は土壌中や池、沼、水たまりなどの環境中においてどこにでもいる常在菌です。エアロゾルを発生しやすい循環式浴槽や打たせ湯等を備える国内各地の入浴施設において感染した例が度々報告されており、死亡事例に至ることもあります。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、幼児や高齢者など抵抗力の弱い方が感染しやすい傾向にあります。

レジオネラ症について

レジオネラ属菌を含むエアロゾルを吸い込むことで起きる感染症（四類感染症）



● レジオネラ肺炎

高熱、全身倦怠感、筋肉痛、咳
重症化し、死亡する場合もある

● ポンティアック熱

インフルエンザに似た症状
症状が軽く、数日で治ることが多い

- 高齢者等、抵抗力が低下している人が感染しやすい
- 海外では、冷却塔、噴水が感染源になる事例が多い
- **日本では、温泉、公衆浴場水での集団感染事例が多い**

(2) 宿泊施設への監視指導

旅館業法に基づく許可施設


本市は沖縄県の玄関口である那覇空港を有しており、首里城や国際通りなどの代表的な観光地を中心に、国内外から毎年大勢の人が訪れる観光都市でもあります。不特定多数の観光客の利用が予想される旅館業許可施設に対して、監視指導及び周知啓発を実施します。特に ICT 技術の普及等によりフロント（フロントに類する設備を含む）の設置方法が多様化していることから、宿泊者の本人確認や鍵の受け渡し、宿泊者名簿の記載方法、緊急時の駆け付け体制等旅館業営業が適切に行われているか確認し、必要に応じて指導します。

住宅宿泊事業法に基づく届出施設

住宅の全部又は一部を活用して、年間最大 180 日まで宿泊サービスを提供できる、いわゆる民泊を行う場合には、住宅宿泊事業法に基づき施設の届出や住宅の入り口等への標識の掲示、宿泊者の衛生や安全の確保等が義務付けられています。適切な住宅宿泊事業の運営が確保されるよう、届出施設の巡回調査や届出者への周知啓発を行います。法律や那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に違反する施設を発見した場合は、厳正に対処します。

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business

【 届 出 済 】
CERTIFIED



届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

那 覇 市 長

住宅宿泊事業者が届出住宅に掲示する「標識」(例)

(3) 水質基準の改正に係る周知啓発・指導

水道法施行規則及び水質基準に関する省令の一部改正に伴い、専用水道において有機フッ素化合物「PFOS」及び「PFOA」の基準値が新たに設定され、定期的な水質検査が令和8年4月1日より義務化されます。改正内容等について事業者にも周知を行うとともに、水質検査が確実に実施されているか確認し、必要に応じて指導します。

第3 調査・啓発事業

本市独自の調査・啓発事業のほか、国や沖縄県からの依頼に基づき各種調査を行っています。

1 温泉利用施設に関する実態調査

市内の温泉利用施設について、温泉法第34条に基づき、温泉採取の実施状況や利用状況等の調査を行い、施設の実態把握を行います。

2 遊泳用プールの水質管理等実態調査

沖縄県からの依頼に基づき、市内の遊泳用プール施設（文部科学省の所管する学校用プールを除く）28施設について、水質の管理状況等の調査を実施し、必要に応じて指導・助言を行います。

3 専用水道の水質関連調査

沖縄県からの依頼に基づき、市内の専用水道設置者について施設や水質に関する調査を行い、適正管理に関する指導・助言を行います。

4 ドライクリーニング溶剤の使用管理状況に関する調査

厚生労働省からの依頼に基づき、市内のクリーニング所についてドライクリーニング溶剤の使用管理状況に関する調査を行い、営業施設の実態把握及びドライクリーニング溶剤の衛生管理に関する指導・助言を行います。

第4 実施体制等

1 監視指導の実施体制

監視指導計画に基づき、那覇市保健所の環境衛生監視員等が監視指導を行います。

2 厚生労働省及び関係自治体との連携について

厚生労働省及び関係自治体との連携を確保することは、健康被害等の拡大防止において重要です。大規模又は広域に渡る健康被害が発生した場合には、速やかに関係自治体等に情報提供し、連携して被害の拡大防止等必要な対策を講じます。

また、沖縄県との連絡会等に参加し、生活衛生関係に関する情報の交換や連携の確保に努めます。

3 関係部局等との連携確保について

生活衛生営業施設等における安全性確保のため、本市の建築指導課、上下水道局、消防局等の関連部局と、違法等の関連情報を相互に提供するなど、緊密な連絡及び連携体制を確保します。

第5 違反を発見した場合の対応

- (1) 違反している状況が発見した場合は、その場で必要な指導を行います。
- (2) 違反が軽微であって、かつ、直ちに改善が図れるもの以外の違反については、生活衛生監視票等、書面での改善指導を行います。
- (3) 書面による改善指導を行った場合は、状況に応じ確認を行います。
- (4) 書面での改善指導を行ったにもかかわらず改善がなされない場合は、必要に応じ、改善命令等の措置を講じます。
- (5) 悪質な違反と判断したものについては、告発等を行います。

第6 健康被害発生時の対応

生活衛生関連施設が原因と疑われる健康被害の情報を探知した場合には、沖縄県及び関係機関と緊密に連携を図りながら、患者の症状調査や施設調査を基に、被害の拡大及び再発を防止するため、迅速かつ適切に原因究明を行います。原因施設に対しては、衛生的な管理の指導及び害虫駆除等の指示を行い、必要に応じて改善命令等を行うことで、被害拡大及び再発の防止に努めます。また、適宜、事件の概要を公表し、生活衛生営業者及び市民へ情報提供を図ります。

第7 生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 環境衛生監視員等の資質の向上

監視指導に従事する環境衛生監視員等は、国、沖縄県等において開催される技術研修会、講習会に積極的に出席し、必要な技術及び知識の習得を行い、資質の向上を図ります。

2 生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上

生活衛生営業者等に対して、沖縄県及び関係機関と連携し、営業者が講ずべき衛生措置等に係る衛生講習会及び講師派遣を適宜実施し、人材の養成及び資質の向上に努めます。

第8 監視指導計画の公表について

令和8年度の監視指導計画については令和8年3月末までに、実施結果は令和9年6月末までにホームページに公表します。

別表（第 2 関係） 監視指導の対象業種と業種別の施設数

		全施設数（件） （令和 7 年 3 月末時点）
理容所		282
美容所		1,027
クリーニング所		391
興行場		11
旅館業		738
公衆浴場、温泉施設		127
水道施設	専用水道	3
	簡易専用水道	1,358
ビル管法関連	特定建築物	199
	事業登録	70
住宅宿泊事業		369
合計		4,575